

高松市監査委員告示第28号

図書館図書の除籍に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成16年9月21日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

図書館図書の除籍に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成16年7月30日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成10年度から平成15年度までに「不用」として除籍した図書冊数一覧表（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、貴重な高松市民の財産たる図書館図書を「不用」と称して毎年大量に除籍して違法に財産の管理を怠っているのである。本件図書の性質上、二度と再び購入することが不可能なものであって、安易に除籍することは許されないのである。別紙事実証明書の不

用を理由とする除籍数によると平成15年度が19490冊，平成14年度が11823冊，平成13年度が17185冊，平成12年度が28764冊，平成11年度が28757冊，平成10年度が12403冊で過去6年間に何と11万8422冊も「不用」として廃棄してしまったのである。これらの除籍図書の中には，専門書や研究用図書も多く，今後，入手できない図書も多いのである。香川県立図書館においては，このような「不用」を理由に除籍処分はしていないのである。高松市職員は，人類の文化遺産ともいふべき貴重な著作物をゴミのように扱っているのである。本件図書館図書の管理を怠る事実は，地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するものである。本件住民監査請求の対象とする範囲は，平成10年度から平成15年度までの間に特定するものである。

よって，本件請求人は，高松市監査委員が，上記記載の財産の管理を怠る事実について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は，法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は，高松市職員（以下「市職員」という。）が，高松市（以下「市」という。）の財産である高松市図書館（以下「市図書館」という。）の図書を不用として，毎年大量に除籍し，廃棄していることが，違法・不当な財産の処分に該当するか否かという事項である。

なお，請求人は，本件請求書の中で当該除籍が，法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実に該当すると主張しているが，当該規定は，財産的価値の低下を防ぎ，良好な状態に維持・保存すべき行為を怠っていることを指しているものであり，財務会計上の財産処分行為である本件に

おいては、同項に規定する財産の処分に当たるものと解される。

そして、措置請求の内容は、本件財産の処分につき、責任を有する者に対して、損害の補てんその他の必要な措置を講ずるよう高松市長（以下「市長」という。）に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成16年8月25日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、教育委員会文化部図書館である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市図書館の概要

ア 市図書館の目的

図書館は、社会教育法第9条第1項で、社会教育のための機関と定められ、図書館法第2条第1項では、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と規定されており、さらに、高松市図書館条例（以下「条例」という。）は、市民の知識および教養の向上と市民文化の発展に寄与することをその設置目的としている。

イ 市図書館の施設

市図書館は、図書館法の規定に基づき、市が設置したものであり、高松市昭和町一丁目2番20号に本館および高松市松島町一丁目15番1号の高松市市民文化センター内に松島分館（以下「分館」

という。)ならびに市内の40公民館内に分室が設置されているほか、移動図書館として2台の図書館車を整備し、図書館サービスを行っている。

ウ 資料の整備状況

平成15年度末の市図書館の各施設における資料(図書、記録、視聴覚資料等の資料をいう。以下同じ。)の整備状況は、次のとおりである。

資料の整備状況(平成15年度末現在)

(単位:冊・点)

区分	本館	分館	分室	移動図書館	計
図書	420,481	161,386	98,263		680,130
絵本・紙芝居・コミック	46,178	27,930	21,416		95,524
視聴覚資料	29,015	996	0		30,011
計	495,674	190,312	57,022	62,657	805,665

エ 市図書館が行う事業の概要

市図書館は、その設置目的を達成するために、資料を収集・整理・保存し、これを一般公衆の利用に供するとともに、資料の利用相談や参考調査依頼の対応、他の図書館との連絡、協力および資料の相互貸借、講演会、講習会、展示会等の開催および奨励などの事業を行っている。

オ 資料の貸出利用状況

市図書館は、平成15年度に本館だけで約60万人の入館者があり、貸出利用者数は、市図書館全体で延べ421,588人、資料貸出数は、2,202,469点に上っている。

平成10年度から15年度までの各施設における資料の貸出数の状況は、次のとおりである。

資料の貸出数の状況

(単位：点)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
本館	1,471,794	1,452,977	1,444,750	1,450,431	1,501,815	1,517,184
分館	445,635	462,538	466,403	470,566	472,868	501,408
分室	30,104	36,750	34,261	34,763	32,148	33,504
移動図書館	139,494	147,955	159,117	162,856	154,144	150,373
計	2,087,027	2,100,220	2,104,531	2,118,616	2,160,975	2,202,469

カ 資料の収集状況

市図書館では、利用者の多様な需要に対応するため、資料収集の基本方針を定めた「高松市立図書館資料収集方針」および実際に資料収集を行うに当たっての選択の基準を定めた「高松市立図書館資料選択基準」を制定し、これらの規定に基づき、資料を購入し、閲覧・貸出利用に供している。

平成10年度から15年度までの資料の購入状況は、次のとおりである。

資料の購入状況

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
45,039点	42,800点	45,509点	47,169点	40,860点	37,513点	258,890点

キ 利用者に対するサービスの充実に向けた取組

(ア) 電算システムの整備

市図書館では、専用回線によるオンラインを利用して本館と分館の一体的な運営を行うとともに、電算システムの整備により、資料の収集、管理の効率化やカウンター業務の迅速化を図るほか、蔵書の検索が行える利用者用のコンピューター端末を本館および分館に設置することにより、資料を探す際の利便性を図り、保存書庫である閉架書庫の資料の閲覧、貸出しについても対応している。また、平成13年4月からは、インターネットによる蔵書検索システムを稼動するなど、利用者サービスの向上に努めている。

(イ) 市図書館に所蔵していない資料の閲覧、貸出し請求に対する対応

利用者が希望する資料が市図書館に所蔵されていないときは、当該資料を国立国会図書館や香川県立図書館など他の公立図書館が所蔵しているか否かを照会し、所蔵していれば、自館にない資料を他の図書館から借りて利用者に提供する相互貸借制度を利用して提供しているほか、香川県立図書館のオンライン端末を利用して、同図書館の蔵書情報の提供および予約サービスも行っている。

このほか、利用者の相談に応じる中で、参考となる類似資料の紹介や、購入が可能な場合は、購入希望を受け付けるなど、できる限り希望に応えるようにしている。

(2) 除籍の実施状況とその必要性

ア 除籍の実施状況

(ア) 不用として除籍した図書数

平成10年度から15年度までに市図書館において、不用であるとして図書館資料の用途を廃止する除籍を行った図書数は、次のとおりである。

不用として除籍した図書数

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
12,403冊	28,757冊	28,764冊	17,185冊	11,823冊	19,490冊	118,422冊

(イ) 市図書館の図書の管理および処分に関する規定

a 市図書館の図書の管理に関する規定

図書館の管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第23条第1号の規定により、教育委員会が行うものとされている。

そして、法第237条第1項において、「「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定され、さらに法第239条第1項において、「「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産をいう。」と規定されていることから、本件請求に係る市図書館の図書は、市が所有する財産に属する物品であるとともに、地教行法第30条に規定する教育機関たる図書館の用に供する教育財産であり、その管理は、地教行法第23条第

2号および第28条第1項の規定により，市長の統括の下に教育委員会が行うものとされている。

さらに，市長は，法に規定する物品の取扱いおよび出納について，その取扱基準を明確にし，統一的に運用するため，高松市物品会計規則（以下「規則」という。）により，物品会計に関する事務取扱いについて定めている。

規則第3条第1項では，物品は，その性質により備品，消耗品等に区分して取り扱うこととし，区分に当たっての基準を示しているが，市図書館においては，収集する資料の形態や性質の複雑・多様化に加え，これら資料の一元的な記録管理と管理の円滑化を図るため，同項に定める区分にはより難いとして，規則第56条の例外規定により，市図書館の資料については，次のように備品と消耗品に区分することとして，市長の承認を受けている。

(a) 備品として取り扱うもの

図書類（図書（絵本を除く。），古書，洋書等）

視聴覚資料等（コンパクトディスク，カセットテープ，ビデオテープ，レーザーディスク，マイクロフィルム等）

コンピューターソフト類（コンピューターソフト，CD-ROM（逐次更新されるものは除く。）等）

(b) 消耗品として取り扱うもの

絵本類（絵本，紙芝居等）

逐次刊行物類（雑誌（長期保存するものは除く。），地図等）

その他（CD-ROM（逐次更新されるもの。）等）

そして，規則第13条は，「物品を出納したときは，所定の帳票に記載し，物品の授受を明確にしなければならない。ただし，消耗品は，記載を省略することができる。」と規定しているが，市図書館の図書等の備品については，市の備品管理システムとは別に，受入，登録，除籍等の管理を，貸出，返却処理

等と併せて独自の電算システムにおいて一元管理していること、および事務の簡素化を図るため、規則第56条の例外規定により、年度末に当該年度の異動に係る備品異動票を作成することとして、市長の承認を受けている。

b 市図書館の図書処分の規定

教育財産である図書館図書の取得および処分にすることは、地教行法第24条第3号の規定により、市長が行うものとされており、法第170条第2項第4号は、その出納については、収入役が行うと規定している。

さらに、規則第9条第3項は、課等には、収入役等を補助し、その所管する物品の受払いおよび保管に関する事務を取り扱う物品取扱主任（本件においては、図書館長補佐の職にある者）を置くことを定め、物品の処分については、規則第38条第2項は、「物品取扱主任は、その保管する物品が不用となり、又は使用に耐えなくなったときは、当該物品を収入役等に返納しなければならない。ただし、物品の受渡しが不便なものについては、双方協議の上、適当な処置を講ずることができる。」と規定するとともに、規則第39条は、当該不用となった物品で、他に利用し得ないものまたは修理の見込のないものは、処分の手続をとる旨規定している。

なお、市長および教育委員会は、その所管する物品である市図書館の資料が不用となった場合は、これらの規定に基づき、審査を行い、除籍および図書館において処分することの適否を決定している。

c 除籍に関する規定

図書等の除籍は、市図書館における資料の構成の適正化および管理の円滑化を図るために行うものであり、その実施について、市は、その必要な事項を定めた高松市図書館資料除籍基準（以下「基準」という。）を制定しており、基準第2項は、次の項目に該当する資料を、除籍対象資料とし、除籍することができ

ると定めている。

除籍対象資料

(a) 汚損，破損資料

汚損，破損および消耗の状態が著しく，修理できない物

(b) 不用資料

他に複本があり，保存の必要がない物

旧版となったため，資料的価値が著しく減少した物

以下に定める所蔵年数を経過し，資料的価値が著しく減少した物

ア 図書

・ 基本的図書 10年

基本的図書とは，内容に永続性があり，かつ評価の定まった物をいう。

・ 定期的図書 3年

定期的図書とは，刊行の間隔に基準を置き，それがほぼ一定している物をいう。ただし，香川県内行政機関刊行物の所蔵年数は，5年とする。

・ 一般的図書 5年

一般的図書とは，基本的図書および定期的図書を除いた物をいう。

イ 視聴覚資料

・ ビデオテープ 5年

・ レーザーディスク 10年

・ カセットテープ 5年

・ コンパクトディスク 10年

ウ 絵本 5年

エ 紙芝居 5年

(C) 所管換え

市の他の課かいにおいて，保管転換をしようとする物

(d) 亡失資料

所在不明資料として2年を経過した物

貸出をして2年を経過しても、なお回収不能となった物

(e) その他高松市図書館長が認める物

なお、郷土資料、白書、新聞縮刷版、年鑑、新書、個人全集等は、原則として除籍せず、保存することとしている。

市長および教育委員会は、これらの規定に基づき、その所管する財産である市図書館の資料を管理するほか、不用とされる資料については審査を行い、除籍することを決定している。

(ウ) 除籍の実施手続

実際に不用図書の除籍を行うに当たっては、基準および基準の具体的な運用を定めた事務処理マニュアルに基づき、図書館法において公立図書館に置くことが規定されている専門的職員である司書資格を持つ、経験を積んだ職員を中心に検討し、選定した全ての除籍対象資料について、高松市図書館長をはじめ当該除籍業務の関係職員が審査を行った上で、規則第38条第2項に定める事務処理手続に従い、決裁を経た後、除籍資料を決定している。

(エ) 除籍した資料のリサイクル

基準第3項は、除籍した資料の内、再利用可能な資料をリサイクルし、有効活用を図ることを規定しており、この規定を受けて高松市図書館資料リサイクル実施要領（以下「要領」という。）を制定した上、平成7年度から除籍資料のリサイクルを実施している。

要領に基づく当該リサイクル事業の実施は、まず、高松市立の学校、幼稚園、保育所等の施設、市内の公立施設および公共的施設、高松市図書館長が認める読書団体等に当該事業の実施を通知し、それらのものが希望する資料が除籍資料の中にあるときは、これを無償で提供し、さらに残るものがあるときは、市図書館の利用者を対象に広報紙等で当該事業の実施について周知した上、その提供を受けられることを希望するものに資料の提供を行う方法を取り、除籍資料の有効活用を図っている。

平成10年度から15年度までの間にリサイクル事業の実施によ

り資料を提供した状況は、下記のとおりであり、6年間で延べ8,936人、253団体に79,014冊の除籍資料が提供され、再活用されている。

リサイクル事業により資料を提供した状況

区 分		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
個人	人 数	1,370	3,116	1,976	1,248	481	745	8,936
	冊 数	9,860	21,441	12,328	8,772	3,400	5,535	61,336
団体・施設	団体・施設数	56	28	33	35	52	49	253
	冊 数	4,602	2,526	2,471	2,555	2,816	2,708	17,678
合計冊数		14,462	23,967	14,799	11,327	6,216	8,243	79,014

そして、除籍した資料から上記リサイクル事業により各個人、団体等に提供した資料を除いた残余のものは、古紙回収業者を通じて適正に処分している。

イ 除籍の必要性

(ア) 市立図書館の役割

図書館法第18条の規定に基づき文部科学大臣は、公立図書館の健全な発展に資することを目的として、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（以下「公立図書館基準」という。）を定めているが、その総則は、「資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。」とした上で、市町立図書館を、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関であると位置づけており、住民の需要を把握しそれに応じるよう努めることが運営の基本であるとし、市町立図書館における資料の収集、提供に当たっては、「住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。」と定めている。

市図書館では、公立図書館基準および条例に規定する設置目的に

基づき、利用者の多様な需要に応じた資料を提供するため、利用者からのリクエストも取り入れながら、新鮮で豊富な資料の収集に努めるとともに、効果的な提供を図っている。

また、公立図書館基準において、県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料を収集、保存および提供する立場から、市町立図書館に対する援助に努めるとともに県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めることが運営の基本であるとした上で、市町立図書館との間に情報ネットワークを構築するとともに、市町立図書館の要求に十分応えられる資料の整備および保存に努めると定められている。

そして、県立図書館と市町立図書館は、それぞれの図書館の役割を踏まえつつ、資料の収集、整理、保存および提供について計画的に連携、協力を図ることとされている。

(イ) 除籍を行う理由

(2) - イ - (ア)で述べたように、市図書館では、住民の多様な需要に応じた資料を提供するため、(1) - カで示したように、毎年、豊富な資料を購入している。こうして収集した新鮮で魅力ある資料は、利用者が自由に閲覧できる書棚である開架に配置するとともに、利用が少なくなった資料を開架から保存書庫である閉架書庫へと移し替え、資料の適正な配置を図っている。

なお、(1) - キ - (ア)で述べたとおり、市図書館の資料は、利用者の利便を図るとともにコンピューターによる蔵書の検索に対応するため、開架はもとより閉架書庫についても、それぞれの資料に付された分類番号および記号順に並べられており、利用者が必要とする資料を迅速に提供できるよう、適正な方法により保管されている。

一方、資料収蔵能力は、本館が約60万冊（開架15万冊，閉架書庫45万冊）であるが、(1) - ウで示したとおり、平成15年度末の所蔵資料数は、移動図書館に係る所蔵数を含めて約55万点に達しているほか、分館においては、約16万冊（開架6万冊，閉架書庫10万冊）の資料収蔵能力に対して、所蔵資料数は、約19万点

に上っている。このように、資料収蔵能力には限界があるので、時間の経過等で資料的価値が低下して、利用されなくなった資料の除籍を行わなければ、新規資料の導入など市図書館の運営に支障をきたすこととなる。

また、現在の管理運営方法では、除籍を行っても保存する資料は増えていくことから、将来的には書庫の増設が必要になる可能性があるが、新たに書庫を設置する場所の確保や設置に係る財政的な問題も生じてくることから、市の教育文化施設等での設置可能な場所の調査を行う中で、検討しているところである。

これらのことから、現在の限られたスペースの中で、利用者の求める資料を備え、閲覧・貸出しといったサービスを円滑に行うために、不用となった資料については、図書館資料の用途を廃止する除籍を行うことにより、資料の適正な確保・管理を図っていくほかはないのである。

なお、本市のみならず、他の中核市や本市と同規模の市立図書館および近隣の市立図書館においても、除籍数に差はあるものの、本市と同様に不用による除籍を行っている。

2 監査委員の判断

請求人は、市職員が、市の財産である市図書館の図書を用用として除籍し、廃棄していることは、違法・不当な財産の処分に該当し、これにより市に損害を与えている旨の主張をしているので、以下、この点について検討する。

(1) 市図書館の図書の除籍を行うことの適法性・相当性

市図書館において、収蔵している図書の一部を用用であるとして除籍を行っていることは、「監査により認められた事実」(2) ア (ア)で示したとおりであるので、端的に、その適否について判断する。

ア 不用図書の除籍の適否は、不用図書に係る除籍の決定が適法かつ適正に行われていることが、前提となるので、除籍の決定について検討する。

「監査により認められた事実」(1) アで示したとおり、図書館法第2条第1項は、社会教育法において社会教育のための機関と位置づけられる図書館は、図書等の資料を収集、整理、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であると規定している。

また、図書館法第18条の規定に基づき、文部科学大臣が定めた公立図書館基準において、市町立図書館は、住民の要求に応えるため、資料の収集、提供に当たっては、新刊図書等を迅速に確保するなど図書館の機能を十分発揮できる種類および量の資料の整備に努めることとされている。

市図書館では、これらの規定および条例第1条において規定されている設置目的（市民の知識および教養の向上と市民文化の発展に寄与すること）に基づき、利用者の多様な需要に応じた資料を提供するため、利用者の要望も取り入れながら、新鮮で豊富な資料の収集に努めるとともに、効果的な提供を図っている。

こうして、市図書館は、常に新たな資料を収集する使命が課せられているが、その一方で、「監査により認められた事実」(2) - イ - (イ)で示したとおり、市図書館の資料収蔵能力には限りがあり、また、書庫を拡張・増設することについては、財政的問題もあることから、現在の資料収蔵能力の中で、その使命を果たすことが要請されてくるので、現実的には、資料収蔵能力との調整を図りながら、その運営を行わなければならない状況にあり、常に、必要な新規資料の収集・確保を図り、資料の適正な構成に努めるためには、不用となった資料の除籍を行うことは止むを得ないことであり、その除籍には合理的な理由が認められ、相当かつ妥当なものといえる。

また、市の所有する財産にして、地教行法第23条第2号および第28条第1項の規定により、市長の統括の下に教育委員会が管理する物品であるとされる市図書館の図書の処分に関しては、「監査により認められた事実」(2) - ア - (イ) - bおよびcで示したとおり、規則第38条第2項で、物品会計についての事務処理手続が定められ、さら

に、除籍の実施に当たっての必要な事項を定めた基準が制定されており、市図書館では、その基準に基づき、「監査により認められた事実」(2) - ア - (ウ)で示したとおり、他に複本があり保存の必要がない物、または旧版となったため、もしくは別に定めた所蔵年数を経過し、資料的価値が著しく減少した物に該当するかどうかについて、個々具体的に検討を行った上で、基準第2項第2号に規定する不用資料であると判断し、除籍対象資料を決定している。そして、「監査により認められた事実」(2) - ア - (エ)で示したとおり、除籍した資料の内、再利用可能な資料は、基準等に基づき公立施設や公共的施設、市図書館の利用者等に提供するリサイクル事業を実施することにより、有効活用を図っていることが確認された。

これら一連の図書行政は、市長および教育委員会が、法、規則および基準に定める関係規定に照らして、総合的に判断して実施しているものであり、不用図書の除籍の決定も公正かつ適正に行われており、請求人が主張するように安易に行っているものではなく、資料の適正な管理面から合理性および相当性が認められ、また、請求人が大量と主張する除籍数についても、資料の購入点数、収蔵能力、所蔵点数等を総合的に勘案すると、相当かつ妥当なものと考えられるので、不用図書の除籍を行ったことは、合理的かつ適正、妥当なものと認められ、請求人が主張する違法性および不当性は認められない。

イ なお、請求人は、香川県立図書館においては、このような「不用」を理由に除籍処分はしていないと主張しているので、この点について検討する。

各種図書館における図書の除籍は、本来、図書自体の有用性の存否・耐用年限経過の有無など内在的な要因を検討して、その要否が決定されるものであるが、当該図書館の機能性や資料収蔵能力などの面からの制約も無視することができず、その有用性が希薄となり、汚損・破損または消耗などにより保管に値しない状態になった図書などでも、これを保管すべき機能が期待される図書館や資料収蔵能力に余力がある図書館にあっては、当該図書を除籍せず、保管を継

続する要があるが、特に当該図書の収蔵を継続しなければならない機能を有せず、資料収蔵能力に余力のない図書館では、その運営上、これを除籍することは回避できないものであり、各図書館によって、その取扱いが異なることは当然なことであり、図書等資料の除籍は、それぞれの図書館で、それぞれの事情を考慮して独自に決められて然るべきものである。

そして、「監査により認められた事実」(2) - イ - (ア)で示したとおり、公立図書館基準において、県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料を収集、保存および提供する立場から市町立図書館に対する援助に努めるとした上で、市町立図書館との間に情報ネットワークを構築し、市町立図書館の要求に応えられる資料の整備および保存に努めると定められている。

一方、公立図書館基準において、市町立図書館は、「住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。」と定められており、市図書館では、資料の適正な構成および管理を図るために除籍を行っているものである。

また、市図書館では、「監査により認められた事実」(1) - キ - (イ)で示したとおり、市図書館に所蔵していない資料の閲覧、貸出し請求に対しては、香川県立図書館とのオンライン端末を利用して取り寄せるなどして、利用者の希望に応えるようにしている。

これらのことから、県立図書館と市町立図書館は、公立図書館基準に基づき、それぞれの役割を踏まえて、資料の収集、整理、保存および提供を行うとともに、連携を図っているものであり、香川県立図書館は、市町立図書館が所蔵していない資料の保管に努めるなどして、これを補完する機能を有しており、図書等の資料の除籍には制約がある。

このように、香川県立図書館には、図書等の資料の除籍につき、機能上の制約がある上、同図書館は、改築後日が浅く、まだ資料収蔵能力に十分な余力があるので、現段階では、図書等の資料の除籍をして

いないというにすぎず，香川県立図書館が，不用を理由に除籍処分をしていないことの一事をもって，一概に市図書館が所蔵中の図書の一部を不用として除籍したことに違法性，不当性を認めることはできず，請求人の上記主張は失当である。

よって，本件措置請求には理由がないものと判断する。

高松市監査委員告示第29号

図書館図書の除籍に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成16年9月21日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

図書館図書の除籍に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成16年7月30日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成10年度から平成15年度までに「不用」として除籍した図書冊数一覧表（注）事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、貴重な高松市民の財産たる図書館図書を「不用」と称して毎年大量に除籍して違法に財産の管理を怠っているのである。本件図書の性質上、二度と再び購入することが不可能なものであって、安易に除籍することは許されないのである。別紙事実証明書の不

用を理由とする除籍数によると平成15年度が19490冊，平成14年度が11823冊，平成13年度が17185冊，平成12年度が28764冊，平成11年度が28757冊，平成10年度が12403冊で過去6年間に何と11万8422冊も「不用」として廃棄してしまったのである。これらの除籍図書の中には，専門書や研究用図書も多く，今後，入手できない図書も多いのである。香川県立図書館においては，このような「不用」を理由に除籍処分はしていないのである。高松市職員は，人類の文化遺産ともいふべき貴重な著作物をゴミのように扱っているのである。本件図書館図書の管理を怠る事実は，地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するものである。本件住民監査請求の対象とする範囲は，平成10年度から平成15年度までの間に特定するものである。

よって，本件請求人は，高松市監査委員が，上記記載の財産の管理を怠る事実について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては，本件請求人の知る限り，かつて高松市監査委員は1回も「勧告」をした前例もなく，従来の監査委員の制度は全く機能しておらず，信用できないので，個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は，高松市職員が，高松市の財産である高松市図書館の図書を不用として，毎年大量に除籍し，廃棄していることが，違法・不当な財産の処分に該当するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。